

平成30年度宇都宮市障がい者優先調達推進方針

平成30年5月18日策定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。この取組は、障がい者の工賃向上に寄与するものである。

2 適用範囲

本方針は、市の全ての部局に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等

- ア 就労継続支援A型・B型事業所
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（入所施設）
- オ 地域活動支援センター

（2）「障害者優先調達推進法」の政令に基づく事業所

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
 - （※）重度障害者多数雇用事業所の要件（次の①～③の要件をすべて満たす事業所）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

（3）「障害者雇用促進法」に基づく在宅就業障がい者等

- ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の対象となる物品・役務

調達の対象となる物品・役務は、次のとおりとする。

（1）物品

- ア 事務用品・書籍（筆記具、用紙、封筒等）
- イ 食料品・飲料品（パン、弁当、菓子類、野菜等）

- ウ 小物雑貨（身の回りの品、刺繡品、各種記念品等）
- エ その他の物品（机、寝具、プランター等上記以外の物品）

（2）役務

- ア 印刷（チラシ、冊子、名刺等の印刷）
- イ クリーニング（衣類等の洗濯、ゲーム機器やCD等の研磨等）
- ウ 清掃・施設管理（清掃、除草作業、施設管理、自動販売機管理等）
- エ 情報処理・テープ起こし（ホームページ作成、データ入力・集計等）
- オ 飲食店等の運営（売店、レストラン、喫茶店等の運営）
- カ その他のサービス・役務（袋詰・包装・梱包、シール貼り等上記以外の役務）

5 調達の推進方法

- ・ 宇都宮市障がい者優先調達推進会議において、調達方針の検討及び策定を行うとともに、各部局に配置した推進員により調達方針の周知及び過去の調達実績を参考とした調達の推進を呼び掛け、全庁的に障がい者就労施設等からの物品等の優先調達を図る。
- ・ 障がい福祉課は、調達事例の作成及び障がい者就労施設等からの情報を基に写真等を掲載したカタログを年1回作成し、印刷して庁内全課及び実行委員会・協議会等に配付するなど、当該施設等から提供可能な物品等について、情報提供する。
- ・ 各課においては、障がい福祉課及び推進員からの情報に基づき、イベントで使用する記念品・啓発物品などについて、障がい者就労施設等からの物品等の新規需要の増進に努める。また、役務等の委託業務について、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討する。

6 調達方針及び調達実績の公表

市ホームページにより公表する。なお、調達実績については、会計年度終了後、概要を取りまとめ、公表する。

7 調達の目標

平成30年度の調達目標額は、10,000千円以上とする。

＜参考＞市内就労継続支援B型事業所の平均工賃月額

年度	21	22	23	24	25	26	27	28
平均工賃月額 (円)	10,161	10,712	11,661	12,584	13,368	14,485	15,413	16,293